

3. 手 当



児 童 手 当

小学校修了前（12歳到達最初の年度末）までの児童を養育している方が、家庭生活の安定やその児童の育成に役立てるために、支給する手当です。

◇ 支給対象者

- ① 支給要件児童を監護し、生計を同じくする父または母
- ② 父母に監護されず、または生計を同じくしない支給要件の児童を監護し、生計を維持する者

◇ 支給制限

申請する方の所得が、基準額以上のときは該当しません。

また、加入年金の種類により所得の限度額は変わります。

◇ 手当額（6月，10月，2月に支給されます）

第1子及び第2子	3歳未満（3歳の誕生日まで）	月額10,000円
	3歳以上	月額5,000円
第3子以降月額		10,000円

◆ 申し込み

宇都宮市役所2階子ども家庭課及び各地域自治センター，各地区市民センター，出張所で行います。

□ 問い合わせ 子ども家庭課家庭福祉グループ Tel 632-2387

